

あかしりつこうれいしゃ さとじょうれい かいせいこっし あん  
 「明石市立高齢者ふれあいの里条例」の改正骨子（案）

1 改正の趣旨

ろうじんふくしほう もと ろうじんふくし しなひ かん なかさき おおくぼ うおずみ ふたみ  
 老人福祉法に基づく「老人福祉センター」として市内に4館（中崎、大久保、魚住、二見）  
 せっち こうれいしゃ さと れいわ ねんど すべ しみん りょう ちいき  
 設置している高齢者ふれあいの里について、令和5年度から全ての市民が利用できる地域の  
 きょうせいがたしせつ へんこう ともな きてい せいび はか じょうれい いちぶ かいせい  
 「共生型施設」へ変更することに伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しよ  
 うとするものです。

このたび、れいわ ねん がつじっし あかしししゃかいふくしんぎかいおよ どうねん がつじっし しせつりようしゃ  
 令和4年5月実施の明石市社会福祉審議会及び同年6月実施の施設利用者へ  
 ちょうしゅ いけん ようぼう さんこう じょうれい かいせいこっしあん  
 のアンケートで聴取した意見や要望を参考に、条例の改正骨子案をとりまとめましたの  
 ひろ しみん いけん もと いけんこうぼ てつづき じっし  
 で、広く市民の意見を求めるため、意見公募手続を実施します。

2 改正の内容

(1) 設置目的

こうれいしゃ しんしん けんこうぞうしん ふくし こうじょう すべ しみん しんしん けんこうぞうしん ふくし  
 高齢者の心身の健康増進と福祉の向上から全ての市民の心身の健康増進と福祉の  
 こうじょう もくてき  
 向上を目的とします。

かいせいあん 改正案	げんこう 現行
ちいき きょうせいがたしせつ <u>地域の共生型施設</u> しみん しんしん けんこうぞうしん はか 市民の心身の健康増進を図り、あわせ ちいきじゅうみん しやかいふくし ぞうしん きよ て地域住民の社会福祉の増進に寄与す るため。	ろうじんふくし <u>老人福祉センター</u> こうれいしゃ しんしん けんこうぞうしん はか 高齢者の心身の健康増進を図り、その ふくし こうじょう きよ 福祉の向上に寄与するため。

(2) 施設名称

しせつめいしょう  
 しせつ りやくしょう さと よ ていちゃく こうれいしゃ  
 施設の略称として「ふれあいの里」と呼ばれて定着していることから、「高齢者」  
 はず  
 を外します。

かいせいあん 改正案	げんこう 現行
ふれあいの里	高齢者ふれあいの里

(3) 開館日及び開館時間

きゅうかん び つき かい かいかんじかん じかんえんちょう りよう  
 休館日を月1回とし、開館時間を1時間延長することで利用しやすくします。

	かいせいあん 改正案	げんこう 現行
かいかん び 開館日	げつ にち 月～日 きゅうかん だい にちようび 休館：第4日曜日 がつ にち がつ にち 12月29日～1月3日	げつ ど 月～土 きゅうかん にちようび 休館：日曜日 がつ にち がつ にち 12月29日～1月3日
かいかん じかん 開館時間	ごぜん じ ごご じ 午前9時～午後5時	ごぜん じ ごご じ 午前9時～午後4時 ※ 7・8月は午後4時30分まで

- (4) 利用対象者  
 高齢者のみとしていた施設の利用を全ての市民が利用できるよう対象者を広げます。

改正案	現行
明石市民	60歳以上の明石市民

- (5) 使用料等  
 利用しやすいように利用時間を1時間単位とし、使用料をわかりやすい金額に改めます。高齢者は今までどおり無料で利用できるようにします。

区分	改正案	現行
施設	部屋の大きさに応じて100円、150円、300円、600円	無料 (60歳以上の利用の場合)
附属設備	冷暖房 大広間・多目的室：200円 集会室：100円	冷房 大広間・多目的ルーム：300円 集会室：100円 暖房 大広間・多目的ルーム：400円 集会室：150円

- 施設及び附属設備の利用時間を1時間単位とします。
- 各館で異なっていた部屋の名称を整理します。
- 60歳以上の者、及び未就学児から高校生世代までの者が使用する場合は使用料を無料とします。
- 市が利用する場合や自治会等の地縁団体、地域のボランティア団体等が利用する場合には、使用料を全額減免とします。

- (6) 事業内容  
 「健康体操」や「囲碁・将棋」など高齢者が多く利用している部分は継続します。新たに介護予防などの高齢者の身体機能の維持につながる事業や高齢者以外を対象としたボランティアの養成や親子の交流等の事業を実施します。講座や会議などの他貸室としての利用ができるようにします。

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の健康及び福祉の増進に関すること。</li> <li>地域福祉活動の推進に関すること。</li> <li>研修、講演会、諸会合等のために施設を提供すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の保健休養のために施設を利用させること。</li> <li>高齢者のレクリエーション、教養の向上、クラブ活動等余暇の活用のため施設を利用させること。</li> </ul>

### 3 条例改正のスケジュール

- (1) パブリックコメントの実施  
令和4年9月15日（木）～令和4年10月14日（金）
- (2) パブリックコメントの意見集約、条例一部改正案の作成  
令和4年10月
- (3) 議会への提案  
令和4年12月
- (4) 条例施行  
令和5年4月1日